

**社会保険料控除証明書は
大切に保管しましょう**

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・住民税の社会保険料控除の対象になり、控除申告をするときは1年間に納付（見込みを含む）した保険料を証明する書類が必要です。

毎年10月下旬～11月上旬に、日本年金機構から1年間の納付額を証明するはがきが送付されます（10月～12月に国民年金に加入した場合は、翌年2月上旬に送付）。この証明書は、年末調整や確定申告のときに必要ですので大切に保管してください。

世帯主や配偶者が家族の国民年金保険料を納付した場合も、その全額が納付した人の社会保険料控除の対象になります。

問合せ 日本年金機構 年金加入者ダイヤル（☎0570・003・004）、市市民課 国民年金係



**11月11日～17日は
税を考える週間です**

11月11日（金）～17日（木）の1週間は「税を考える週間」です。国民生活に深い関わりを持つ税の必要性や役割（使途）を分かりやすく説明することで、国民の皆さんの税に対する理解をより深めてもらうことが目的です。

今年のテーマは「これからの社会に向かって」。国税庁のホームページにテーマに沿った特設ページを設け、国税庁の各種取り組みを紹介しています。この機会に身近な税について考えてみましょう。

問合せ 市税務課 諸税係

**税務署納税窓口の
受付時間短縮**

熊本国税局管内の全ての税務窓口での納税は、午前9時から午後4時までの手続きをお願いしています。納税者の皆さんは、口座引き落としやインターネットを利用した納税など、窓口以外の納税手段もご検討ください。

※この時間帯以外の納税を受け付けられないというものではありません。

問合せ 人吉税務署（☎23・2311）

**アルコール関連問題
啓発週間**

11月10日（木）～16日（水）の1週間は「アルコール関連問題啓発週間」です。酒類は生活に豊かさや潤いを与え、その伝統と文化は私たちの生活に深く浸透しています。その一方で、「不適切な飲酒」はアルコール健康障害の原因となり、本人の健康の問題だけでなく、その家族への深刻な影響や、重大な社会問題を引き起こす恐れがあります。

身近にあるお酒について、その喜びや楽しみを味わうためにも、不適切な飲酒とは何か、それがもたらす健康への影響、そこから引き起こされる社会問題について理解を深め、アルコール健康障害を予防し、悲しい事件・事故をなくしましょう。

問合せ 熊本西税務署（☎096・355・1181）



**東京23区以外から移住した
人に支援金を交付します**

直近1年以上連続して東京23区以外に在住（人吉球磨地域は除く）していた人で、令和3年11月15日以降に人吉市へ転入した人に、移住支援金を交付します。

対象者 移住の条件を満たし、申請から1年以上継続して住む意思がある、就業（テレワーク、起業も含む）している、など要件を満たす人

支援金 単身15万円、世帯25万円

受付開始日時 11月15日（火）午前9時

※予算がなくなり次第終了します。

※詳しくは、市ホームページか移住定住サイト「人よしライフ」をご覧ください。

申込・問合せ 市商工観光課 しごと創生係



▲人よしライフ

2023年版（令和5年版）

市民手帳の販売を開始します

町内会以外の団体（事業所など）や個人で申し込んだ人は、代金引き換えで受け取ってください。町内会を通じて申し込まれた分は、町内会長にまとめて渡します。

販売期間 ～12月27日（火）※土・日曜、祝日を除く

時間 午前8時30分～午後5時

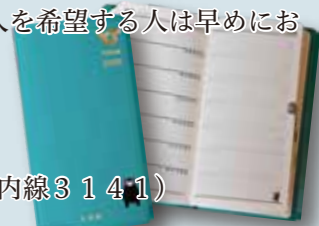
場所 市秘書課広報統計係（市役所3階3-1番窓口）

価格 1冊＝550円（税込み）

※現在、予約受付中です。購入を希望する人は早めにお問い合わせください。

問合せ 市秘書課広報統計係

（☎22-2111 内線3141）



**人吉球磨地域「ブルー
ライトアップ」活動**

人吉球磨糖尿病予防フォーラム実行委員会では、糖尿病の正しい知識を啓発する「世界糖尿病デー（11月14日（月））」に合わせて11月の1カ月間、ブルーライトアップ活動に取り組みます。

ブルーライトアップ活動は、糖尿病の予防を周知するために、建造物をシンボルカラーのブルーでライトアップ

する活動です。平成19年から世界各地で展開し、本地域では平成26年度から開始。昨年度は14カ所の医療機関や保育園が協力しました。今年度もブルーライトアップ活動を通して、地域一体となり糖尿病の発症、重症化予防を目指します。

問合せ 人吉球磨糖尿病予防フォーラム実行委員会事務局（人吉保健所内、☎22・3107）

**し尿くみ取り料金が
上がります**

令和5年1月1日から、市が許可している業者のし尿くみ取り料金が上がります。市民の皆さんのご理解をよろしくお願いします。

料金 1辺当たり（税込）

〔改定前〕 11円55銭

〔改定後〕 13円75銭

問合せ 有限会社はと衛生社（☎23・2242）、有限会社人吉衛生公社（☎22・5209）

**「人吉市水道事業
ビジョン」を改訂しました**

本市水道事業のあるべき将来像と目標の設定を行い、その目標達成に向けた具体的な取り組みを推進していくために平成28年に「人吉市水道事業ビジョン」を策定しましたが、水道法の改正や水道事業を取り巻く環境が大きく変化したこと、また、「安全」「強靱」「持続」を大きな柱とした見直しを行いました。新たに作成した「人吉市水道事業ビジョン」は、市水道課の窓口や市ホームページで見ることができます。

問合せ 市上水道課施設係

水道料金・下水道使用料の基本料金などを減免します

コロナ禍での原油価格・物価高騰を受け、市民生活と経済活動を支援するため、次のとおり減免措置を行います。

対象者 市内全ての水道使用者と公共下水道使用者（官公庁などを除く）

減免の内容

- ・11月請求分（10月使用分）から令和5年1月請求分（12月使用分）までの水道料金と下水道使用料の基本料金を減免。
- ・水道料金は、従量料金の第2段（10立方メートルまで減免。※口径13ミリの一般用（一般家庭）を使用している場合、最大で7887円（水道料金979円＋下水道料金1650円×3カ月）を減免。手続き 使用者からの手続きはありません。

問合せ 市水道局お客様センター（☎22・5497）、市上水道課 経営係



「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施します

市では、誰もが安心して住み続けられるまちづくりを進めるために、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施します。この調査結果を参考に、必要とされている介護（予防）サービスを把握し、生活状態に合った福祉サービスを提供できるように次期（令和6年～8年）の介護保険事業計画を策定します。

本調査は株式会社くまもと健康支援研究所に委託しています。多くの皆様のご理解とご協力をお願いします。

調査対象 市内在住で65歳以上の人（無作為抽出）

調査方法 11月初旬に、調査対象者に調査票を郵送します。回答後、同封の返信用封筒に入れ、切手を貼らずに返送してください。

問合せ 市高齢者支援課介護保険係（☎22-2111 内線1231）

